

<p>【通則の見直し】</p>	<p>17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款（顔面・口腔・頸部）、第7款（胸部）及び第9款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術又は第8款（心・脈管（動脈及び静脈は除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点を所定点数に加算する。</p>	<p>する。</p> <p>17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款（顔面・口腔・頸部）、第7款（胸部）及び第9款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術又は第8款（心・脈管（動脈及び静脈は除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。</p>
<p>第1節 手術料</p> <p>第2款 筋骨格系・四肢・体幹</p> <p>K047-3 超音波骨折治療法（一連につき）</p>		
<p>【注の見直し】</p>	<p>注 骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。</p>	<p>注 骨折観血的手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。</p>
<p>第3款 神経系・頭蓋</p> <p>K190 脊髄刺激装置植込術</p>		
<p>【注の見直し】</p>	<p>（新設）</p>	<p>注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。</p>
<p>第4款 眼</p>		